

平成 26 年 2 月 6 日
教育振興部教育企画課
教育振興部学務課
教育振興部教育指導課

知的障害学級における小中一貫教育推進方策について

練馬区教育委員会では、平成 24 年 2 月に「練馬区小中一貫教育推進方策」を策定し、全区的な小中一貫教育の推進を図っている。

平成 25 年 2 月には、練馬区立特別支援学級設置校長会の代表および教育委員会事務局関係課長・統括指導主事等を構成員とする検討組織を設け、特別支援教育における小中一貫教育について検討してきた。

小中一貫教育の進め方は、特別支援教育の内容や障害種別などによって大きく異なることから、まず知的障害学級（固定学級）から検討を行った。

他の特別支援学級については、知的障害学級における小中一貫教育推進方策を実践・検証しながら、順次検討していく。

1 知的障害学級における小中一貫教育のめざすもの

知的障害学級においても、通常の学級と同様に、小・中学校の教員における学力観や指導観、児童・生徒観の違いについて共通理解を図り、義務教育 9 年間の一貫した支援体制により、次のことをめざして子供たちの自立につなげる。

- ア 授業改善による、学力や体力の向上
- イ 連携指導による、豊かな人間性や社会性の育成
- ウ 滑らかな接続による、安定した学校生活

2 知的障害学級における小中一貫教育の取組の方向

ア 学習指導要領に準拠して、児童・生徒の状況や地域特性に応じた、義務教育 9 年間を見通した教育課程を編成・実施する。

東京都立特別支援学校における教育課程編成基準に示された「知的障害特別支援学校における各教科の具体的な内容の例」を参考に、平成 26 年度以降に練馬区立小・中学校の知的障害学級共通の段階表を作成し、小・中の引継ぎにも活かす。

イ 義務教育 9 年間で 3 期のまとめ（ 期：小学 1～4 年 具体的な物を通して考える時期、 期：小学 5～中学 1 年 論理的・抽象的思考へ移行する時期、 期：中学 2・3 年 論理的・抽象的な思考を着実に進む時期）で捉える考え方は、必ずしも知的障害学級における教育活動に当てはまらないため、義務教育 9 年間を通し

て、それぞれの児童・生徒に応じた「学び」を進める。

ウ 小学校から中学校へ進学する際の段差（学習内容や指導方法の違い）を緩やかにする。

エ 幅広い異年齢集団活動や、他者や地域社会と積極的に関わる体験的・実践的な活動をとおして自己肯定感を高め、自分の生き方を考えさせる。

知的障害学級同士の小中交流に限定せず、通常の学級で行われている小中交流事業や地域活動に、できる限り知的障害学級の児童生徒も一緒に参加するように工夫する。

オ 小中学校の教員の相互理解を深め、相互協力関係を構築していく。

カ 地域社会と連携し、地域の特性を生かした特色ある教育活動を進める。

3 知的障害学級における小中一貫教育の具体的な取組

連続性・系統性のある教育課程

ア 教科における課題改善カリキュラムの作成・実施・活用

知的障害学級においては、東京都立特別支援学校における教育課程編成基準に示された「知的障害特別支援学校における各教科の具体的な内容の例」を参考に、練馬区独自の段階表を小中共通で作成して活用する。

段階表は、第一段階として、国語、算数・数学、体育・保健体育などの3教科程度で作成する。知的障害学級および教育委員会事務局で段階表作成委員会を設置し、練馬区全体の段階表を作成する。

イ 小中一貫教育資料の活用

「表現力の育成」「心の教育の推進」「体力の向上」「キャリア教育の推進」の四つの教育課題に着目して作成された「練馬区小中一貫教育資料（平成23年2月）」については、知的障害学級において実施可能な事例の活用を検討する。

ウ 指導方法における連携

障害の特性に応じた指導方法について小中学校の教員が話し合い、意図的に指導方法に一貫性をもたせるようにしていく。

児童・生徒の計画的・継続的な交流

ア 異年齢集団活動

通常の学級で行われている部活動体験、合同クリーン運動、合同文化発表会参加などの小中交流事業に、知的障害学級の児童・生徒も可能な範囲で参加して、交流を図る。

イ 小学校同士の交流活動

小中一貫教育においては、小学校と中学校というタテの連携だけでなく、小学

校同士というヨコの連携も必要である。子供たちが小学校卒業後に同じ中学校へ進学することを考慮して、小学校段階での指導方法を合わせたり、同じ課題に取り組むなどの工夫をしていく。

教員の計画的・継続的な交流

ア 生活指導上・学習指導上の情報交換・協議

小中一貫教育を進めていくためには、まず小中学校の教員が話をする機会を増やすことが重要である。相互の授業参観、小中合同研修会などの機会を設け、小中学校の教員が生活指導上および学習指導上の情報交換・協議をしていく。

イ 授業研究

小中学校の教員が互いの授業を見合いながら、教材研究や学習指導案作成などについて意見交換を行う。

ウ 小・中学校教員の相互協力による指導

通常の学級では、中学校の教員が小学生を教えたり、小学校の教員が中学生を教えたりする乗り入れ授業が行われているが、知的障害学級においても、調理や会食などの指導を相互協力によって行う等、創意工夫した指導を考える。

連携を進めるための学校運営

ア 推進組織の設置

上記 から の取組を実施していくためには、学校運営における連携が欠かせない。校長・副校長同士の相互理解だけでなく、通常の学級か知的障害学級かに関わらず、全教員が組織的に連携できるような仕組みが必要である。

イ 知的障害学級における小中連携推進教員の選任

知的障害学級における小中一貫教育を進めるにあたり、別に「小中連携推進教育（連携クリエイター）」を選任することはせず、知的障害学級の主任を連携の窓口とする。

ウ 小中合同研修会

特別支援学級の小中学校教員を対象として、小中合同の障害種別研修を開催し、研修を通して、小中学校の教員が情報交換や協議を行う時間を設けていく。また、学識経験者から連携を進めるための助言を受ける機会をつくる。

エ 教育目標の系統性、校務分掌組織の共通化

知的障害学級の学級目標等、教育課程編成の情報を全校に配布し、各校の教育課程編成の参考とする。

オ 時間割編成（生活時程）の工夫

通常の学級では、小中学校の交流を進めやすくするため、1時間目や5時間目の始まるの時間をそろえるなど時間割編成を工夫していくことが考えられている。

知的障害学級の生活時程は通常の学級と同じであり、同様に工夫する。

カ 小学校高学年からの一部教科担任制の導入

知的障害学級において、個に応じた指導の充実を図るため、小学校の一部教科担任制は可能な範囲で行う。

4 知的障害学級における小中一貫教育の進め方

特別支援学級においては通学区域の定めがないため、近隣の小・中学校で組合せをつくり、小中一貫教育に取り組むこととする。小中一貫教育を推進するための小・中学校の組合せは、児童の中学校進学にあたって特定の中学校に誘導したり入学を優先したりするものではないものとする。

小学生が中学校生活を理解すること、小・中学校の教員が異校種の児童・生徒を理解すること、小中一貫教育の考えを踏まえた指導の工夫・改善を図ることを目的とする。

小中一貫教育を推進するための小・中学校の具体的な組合せについては、下記のとおりとする。

【小・中学校の組合せ（知的障害学級小中ブロック）】 ()内は25年度教員数の計

旭丘中・中村中・旭丘小・開進第二小・豊玉第二小・練馬第三小 (25人)

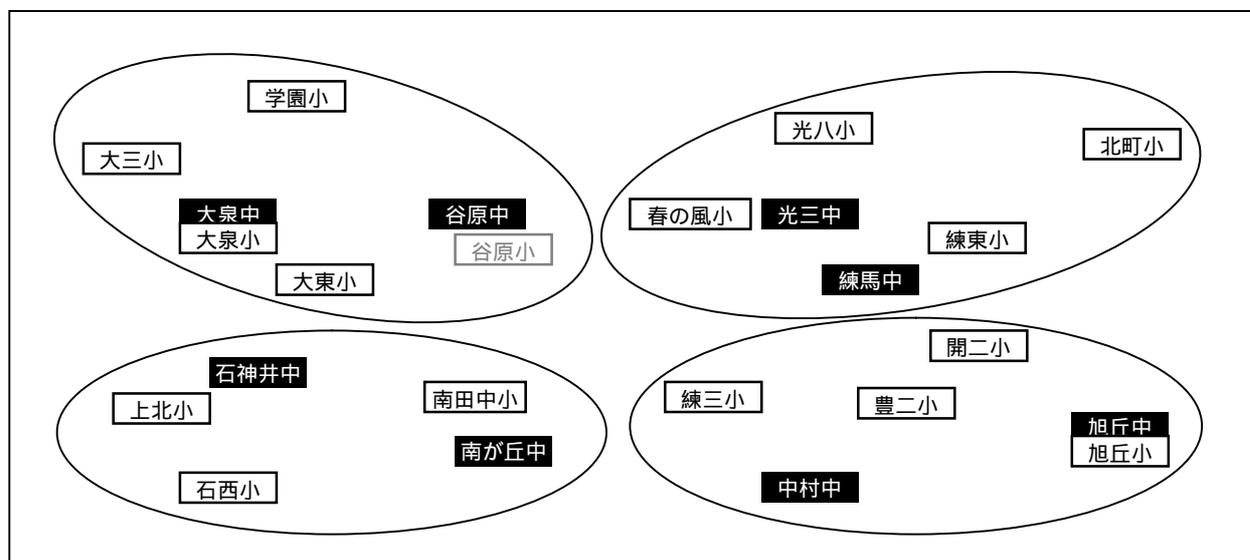
練馬中・光が丘第三中・練馬東小・北町小・光が丘春の風小・光が丘第八小 (27人)

石神井中・南が丘中・南田中小・石神井西小・上石神井北小 (19人)

谷原中・大泉中・大泉小・大泉第三小・大泉東小・大泉学園小・谷原小 (25人)

谷原小の知的障害学級は平成27年度開設予定

今後、知的障害学級が新たに開設された場合には、組合せを見直すものとする。



5 研究グループの指定について

知的障害学級における小中一貫教育に関する研究グループ指定については、平成 27～29 年度の 3 年間、知的障害学級設置校の中で希望する小・中学校を研究グループとして指定する。研究グループにおいては、区の段階表作成委員会で作成した段階表の実践と検証を行う。

研究グループは、小学校 1 校 + 中学校 1 校の組合せを原則とする。小学校については、単独で知的障害学級の研究発表を行ってもよいものとする。

6 知的障害学級における小中一貫教育に関する教育委員会の役割

(1) 教員交流の推進

中学校区別協議会の活用

平成 26 年度から、年 2 回行っている中学校区別協議会のうちの 1 回の日程については、上記 4 にある 4 ブロックの知的障害学級の教員同士が情報交換を行う場とする（以下、「知的障害学級小中ブロック協議会」という）。第 2 回校区別協議会の日には、知的障害学級の教員は原則として「知的障害学級小中ブロック協議会」に参加するものとする。なお学校の状況により、関係校の了解のうえで、知的障害学級の教員を校区別協議会に参加する教員と「知的障害学級小中ブロック協議会」に参加する教員に分けることもできる。

<平成 26 年度 知的障害学級小中ブロック協議会 会場校>

旭丘中、光が丘第三中、南田中小、谷原中

異校種体験研修の検討

知的障害学級の教員が一日、異校種の知的障害学級における指導を学んだり合同で指導したりすることで、小中教員の相互理解を深める。異校種体験研修は初任者課題別研修で一部行っているが、知的障害学級の教員全員が受講できるよう研修計画を検討する。

小中合同研修会の検討

特別支援教育の専門家を講師とした小中合同の研修会を企画する。合同研修会のなかで、小中教員が情報交換や協議を行う時間を確保する。

特別支援学級運営委員会の運営

特別支援学級運営委員会は、小中の特別支援学級の教員が一同に会する貴重な機会である。この機会を十分に活用して、児童・生徒の引継ぎや相互理解を進められるようにする。

校務支援システム P C の活用

平成 25 年度中に新たに配備される校務支援システムを活用し、スケジュール調整や情報共有などが円滑に進められるようにする。

(2) 知的障害学級における小中一貫教育推進のための資料配布や助言

異校種の教科書等一覧表の配布

知的障害学級で用いる教科書等の一覧表を作成し、全設置校に配布する。教科書採択の際には異校種で使用している教科書等を考慮して選定できるようにする。

学識経験者や指導主事による助言

連携の進め方や段階表の活用方法について、学識経験者や指導主事から各学校の状況にあった継続的な助言が受けられる体制をつくる。

7 小学校から中学校へ進学する際の引継ぎ体制

(1) 小学校知的障害学級から中学校知的障害学級へ進学する場合

ア 引継ぎの時期および方法 【 】は運営の主体を表す。

2月上旬 特別支援学級運営委員会（25年度は26年2月7日） 【学務課】

運営委員会において引継ぎを行うことを明確にする。

（運営委員会の内容と引継ぎ方法については今後検討）

2月下旬 小学校一斉授業公開（25年度は26年2月14日）

【特別支援学級運営委員会 知的障害部】

小学校の授業公開はできるかぎり5校時に設定し、中学校の教員はできるかぎり入学予定児童の授業を参観し、引き継ぎを行う。

春季休業中 中学校教員による小学校訪問 【各中学校】

運営委員会および小学校一斉授業公開で引き継ぎが行えなかった児童については、中学校卒業式以降の春季休業中に中学校教員が小学校を訪問して引き継ぎを行うことを推奨する。

4月下旬 特別支援学級運営委員会（25年度は25年4月26日） 【学務課】

入学後の状況を踏まえて、小中教員で情報交換を行う。

5月中旬 中学校一斉授業公開（25年度は25年5月17日）

【特別支援学級運営委員会 知的障害部】

授業公開後に小中学校の教員で協議を行う。

イ 小学校から中学校へ引き継ぐ文書

指導要録の写し（必須）

健康の記録（必須）

就学相談資料(文書による保護者の同意を得たもの) 【学務課より中学校へ送付】

個別の教育支援計画（文書または口頭による保護者の同意を得たもの）

個別指導計画（文書または口頭による保護者の同意を得たもの）

（２）小学校の通常の学級から中学校の知的障害学級へ進学する場合

ア 引継ぎの時期および方法

知的障害学級への進学が決まる２月上旬から３月末までの間に、中学校教員が小学校を個別訪問して引継ぎを行う。 担任等との協議が必要。

イ 小学校から中学校へ引き継ぐ文書

指導要録の写し（必須）

健康の記録（必須）

就学相談資料(文書による保護者の同意を得たもの) 【学務課より中学校へ送付】

個別の教育支援計画（文書または口頭による保護者の同意を得たもの）

通常の学級に在籍している児童についても、保護者の同意が得られる場合には、個別の教育支援計画の作成に努める。

個別指導計画（文書または口頭による保護者の同意を得たもの）

通常の学級に在籍している児童についても、特別な支援を要すると小学校が判断した場合には、個別指導計画を作成することを推奨する。個別指導計画の中で、通常の学級から固定学級へ進学するに至った経緯、経過、実態などを記述する。

（３）小学校知的障害学級から特別支援学校（中学部）へ進学する場合

特別支援学校では、引継ぎケース会が設定されている。小学校の担任が特別支援学校へ行って引き継ぎを行う。

8 推進スケジュール

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小中一貫教育 推進会議	検討開始		まとめ		
小中の引継ぎ	運営委員会で引継ぎ				
	小学校一斉 授業公開で 引継ぎ				
	中学校教員 の小学校訪 問				
		中学校一斉 授業公開で 小中協議			
段階表の作成		段階表作成 (1教科)	実践・検証 段階表作成 (1教科)	実践・検証 段階表作成 (1教科)	実践・検証
研究グループ 指定			研究指定 (小1中1)	研究指定 (小1中1)	研究指定 (小1中1)
小中ブロック協議 会		小中ブ ロック 協議開始 (11月)	交流拡大	交流拡大	交流拡大
		<ul style="list-style-type: none"> ・相互の授業参観 ・合同協議会 ・授業研究 ・協力授業 			
異校種体験研修		ブロックごとの状況に応じて随時実施			
小中合同研修会 (障害別)	年1回	充実	充実	充実	充実